

令和5年度補正予算額：167.2億円

## 1 事業の目的

電子処方箋の普及拡大、利活用による質の高い医療サービスの提供、重複投薬等の抑制、医療機関・薬局の業務効率化を推進するため、都道府県が実施する電子処方箋の活用・普及の促進への取り組みを支援する。

## 2 事業の概要・スキーム

○ 都道府県が第四期医療費適正化計画に基づき実施する電子処方箋の活用・普及の促進施策について、都道府県が促進施策実施に向けた環境整備として行う医療機関等への導入費用助成を補助する。

▶ 都道府県は活用・普及の促進施策の実施に向けて、電子処方箋の運用開始施設を一定数確保することにより、運用実績から得られる課題やデータ等に関するリソースを確保。

▶ 運用開始施設を確実に確保するため、都道府県は導入費用に関する助成金※を支給し、給付を受けた施設は一定期間都道府県の取り組みへ協力。(モニター、アンケート、セミナー、広報資材作成、データ提供等の協力が考えられる。)

※助成金と他の補助金を併せて受給することが可能(導入費用に対する財政支援全体の割合：病院1/2、診療所・薬局(大手除く)3/4、大手F1薬局1/2)



### <参考>

「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」  
平成28年3月31日厚生労働省告示第128号(抄)  
(令和5年7月20日全部改正)

#### 一 一般的な事項

##### 2 第四期医療費適正化計画における目標

～重複投薬の是正について、電子処方箋の活用推進等により更なる取組の推進を図る～

#### 二 計画の内容に関する基本的事項

##### 2 医療の効率的な提供の推進に関する目標に関する事項

###### (2) 医薬品の適正使用の推進に関する目標

～医療機関及び薬局における重複投薬等の確認を可能とする電子処方箋のメリットの周知等による普及促進等、重複投薬の是正に関する目標を設定する～

##### 3 目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項

###### (2) 医療の効率的な提供の推進

###### ③ 医薬品の適正使用の推進

～医療機関及び薬局における重複投薬等の確認を可能とする電子処方箋の普及促進～

## 3 実施主体等

実施主体：都道府県 補助率：国 2/3